

◆ 基本額年金(加算の付かない年金)及び加算付年金の支給停止事由が消滅する場合には、〔 〕内の、基本額年金及び加算付年金を○印で囲んでください。
また、加算付年金の加算額部分のみの支給停止事由が消滅する場合には、〔 〕内の加算付年金の加算額を○印で囲んでください。

【各事由共通】 ★欄は、農業委員会が記入する
※欄は、JAが記入する

◆ (1) 欄は、経営移譲年金証書の記号番号を記入すること。

◆ (2) 欄は、この届書の内容を本人に代わって記載したときは、必ず、本人に記載内容の確認をさせること。

◆ (3) 欄は、該当する元号の番号を○で囲み、生年月日が1桁の場合は前に0を記入すること。

◆ (4) 欄は、年金受給者の住所を記入すること。

◆ (5) 欄は、(8)欄又は(11)欄の事由に該当した処分をした年月日を記入してください。

◆ (6) 欄は、JAの受付年月日を記入すること。

【全額支給停止になっていた場合の例】

◆ (8) 欄は、この欄に記載してある「1」～「7」の事由のうち、該当する事由の番号を○印で囲んでください。
なお、「6」及び「7」の事由に該当した場合には、再処分の相手方は当初の譲受後継者であることが必要です。
また、「6」及び「7」の事由に該当した者の場合で家族経営協定による夫婦経営移譲の場合は、夫婦共にこの届をそれぞれ提出する必要があります。
※ 「6」と「7」の違い…支給停止事由が発生した際において、事由の「6」は、受給権者に返還されていた特定処分対象農地等を譲受後継者に処分した場合であって、また、事由の「7」は、受給権者に返還せずに、譲受後継者が転貸(又貸し)していた場合であって、転貸した特定処分対象農地等が譲受後継者にもどってきたものです。

◆ (9) 欄は、当初経営移譲したときに農地等の処分をした相手方の該当番号を○印で囲んでください。

【加算額のみ支給停止となっていた場合の例】

◆ (11) 欄は、特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)に対する第一種加算対象農地等(改定対象農地等を含む。)又は第二種加算対象農地等の処分について「1～4」のうち、該当する事由の番号を○印で囲んでください。

◆ (12) 欄は、経営移譲したとき(改定対象農地等を含む。)の処分の相手方が第一種特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)であった場合は「1」を、第二種特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)であった場合は「2」を○印で囲んでください。

◆ ※ 欄は、農林漁業団体統一コードを記入すること(なお、市区町村取扱いのところは種別「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること)。

(様式第58号)

処理コード	
5453	01
5453	02

基本額年金及び加算付年金
農業者年金 経営移譲年金 加算付年金の加算額 支給停止事由消滅届

(1)経営移譲年金証書の記号番号	記 号 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 ワネン タロウ													
(2) 氏 名	農 年 太 郎													
(3) 生年月日	大正	1	年	月	日									
	昭和	0	2	2	2	2	2	2	2					
(4) 住 所	郵便番号			東京			道			新橋市西新橋9999番地				
	9	9	9	9	9	9	9	9	9					
(5) ※ 支給停止事由消滅年月日	平成	年	月	日										
	元	0	1	0	5	0	1							
(6) 届出年月日 (JA受付年月日)	令和	年	月	日	作成区分		01		02					
	4	0	1	0	5	0	7							
(8) 支給停止事由消滅の詳細	支 給 停 止 事 由 消 滅 の 詳 細													
支へ給該停止に消○減印事由	1 農地等の全部を処分した。													
	2 農地等を10アール(道南を除く北海道の区域にあっては20アール。以下同じ。)以下に縮小した。													
	3 農地所有適格法人に対する持分又は株式の全部を譲渡した。													
	4 農地所有適格法人に対する持分又は株式の全部を譲渡し、農地等の全部を処分した。													
	5 農地所有適格法人に対する持分又は株式の全部を譲渡し、農地等を10アール以下に縮小した。													
	6 返還を受けた特定処分対象農地等の全部を再び譲受後継者に処分した。													
	7 特定処分対象農地等の全部について再び譲受後継者に使用及び収益をさせることとなった。													
(9) 経営移譲をしたときの農地等の処分の相手方 (該当に○印)	1 第三者			2 後継者			3 農地等なし(法人の持分又は株式のみ)			4 後継者と第三者の両方			10 経営移譲は家族経営協定による夫婦経営移譲でしたか。 1 はい	
(11) 支給停止に消○減印事由	支 給 停 止 事 由 消 滅 の 詳 細													
	1 返還を受けた第一種加算対象農地等(改定対象農地等を含む。)の全部を返還日から1年(一時転用の場合は3年(注))経過後に特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。以下同じ。)に処分した。													
	2 使用収益権の移転又は設定した第一種加算対象農地等(改定対象農地等を含む。)の全部について特定譲受者が使用及び収益することとなった。													
	3 返還を受けた第二種加算対象農地等の全部を返還日から1年(一時転用の場合は3年(注))経過後に特定譲受者に処分した。													
	4 使用収益権の移転又は設定した第二種加算対象農地等の全部について特定譲受者が使用及び収益することとなった。													
(12) 経営移譲をしたときの農地等の処分の相手方 (該当に○印)	1 第一種特定譲受者 (第三者移譲及び分割移譲の場合)			2 第二種特定譲受者 (後継者移譲の場合)										

※JA記入欄			★農業委員会記入・確認欄			×基金記入欄		
農林漁業団体統一コード			農業委員会の住所地符号			支給停止の消滅の対象となる年金の内訳 (請求番号に○印)		
種別 都道府県 団体コード			都道府県 市区町村コード			1 基本額年金		
0 9 9 9 9 9 9			9 9 9 9 9 9			2 加算付年金(基本額及び加算額)		
						3 加算付年金の加算額のみ		
						上記の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。		
TEL 99 - 9999 - 9999			令和 1 年 5 月 7 日			TEL 99 - 9999 - 9998		
※受付印			★受付印			×受付印		

◆ (10) 欄は、経営移譲が、夫婦経営移譲に該当する場合のみ、番号を○印で囲んでください。

◆ ★ 欄は、届書を受付けた農業委員会の都道府県・市区町村コードを記入し、支給停止事由の消滅の対象となる年金の種類を確認して、番号を○印で囲んでください。また、審査確認年月日を記入してください。

上 確
記 認
後
エ
ン
ク
を
欄
記
は
入
農
業
者
委
員
会
で
行
う